

○議長（小林哲雄）

日程第１５ 報告第２号 専決処分の報告について、開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

それでは、読み上げます。

報告第２号 専決処分の報告について（開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２７年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

１枚お開きください。専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２７年２月１９日、開成町長、府川裕一。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の一部改正に伴い、当該条項を引用する開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成２２年開成町条例第１号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、ご説明させていただきます。まず、経緯でございますけれども、平成２６年６月２０日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。この法律は、一部の規定を除いて、平成２７年４月１日に施行されます。法律の内容でございますが、既にご承知のように、教育委員長と教育長を一元化し、新たに常勤特別職である教育長を置くなど、教育委員会制度の改正が主なものとなっております。この法改正に伴い、町条例で引用する条項の繰り上げが行われたことから、法改正に対応した条例改正を行うものでございます。

なお、今回の条例改正は、法の改正に対応し、条例で引用する法律の条項改正を行うものでございますので、町長の専決処分事項に関する条例、第２号に該当するものと判断し、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それでは、１枚おめくりいただいて、条例をご覧ください。

開成町条例第３号 開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本則中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）「第２４条の２第１項」を「第２３条第１項」に改めるものでございます。

改正前の「第２４条の２第１項」、改正後の「第２３条第１項」は、教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務について、条例で定め

るところにより、地方教育団体の長がその事務を管理し、及び執行することができる旨を定めた規定でございます。

本町においては、この規定を受けまして、平成２２年４月からスポーツ及び文化に関する事務について、条例を制定した上で、町長部局に移管し、自治活動応援課で所管しているところでございます。

附則でございます。この条例の施行日を改正法の施行日にあわせ、平成２７年４月１日と定めたものでございます。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

質疑がないようですので、以上で報告第２号 専決処分の報告について。開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての報告を終了いたします。